

バングラデシュ 投資ハンドブック

ジェトロ・ダッカ事務所
2014年1月

目次

1. バングラデシュの投資奨励策と投資促進機関-----p.3
投資促進機関
バングラデシュ輸出加工区庁（BEPZA）
投資庁（BOI）
バングラデシュ零細・家内産業公社（BSCIC）
民営化委員会（PC）
バングラデシュ経済特区庁（BEZA）

2. 輸出加工区（EPZ）への投資手続き-----p.5
投資形態
BEPZAの提供する主なインセンティブ・設備・サポートサービス
設立の手続き

3. 投資庁管轄地域への進出手続き（EPZ外の地域）-----p.8
主なインセンティブ
進出の形態
支店、駐在員事務所の開設の手続き
現地法人設立の手続き
査証（ビザ）の取得
就労許可証（Work Permit）の取得
BOIへの登録
その他の実務手続
留意事項

4. 人事・雇用、為替管理-----p.28
人事・雇用
為替管理

5. 事業にかかる費用・税制-----p.30
事業設立
産業用地および工場建設
登録・更新費
公共料金（電気・ガス・上水・下水）
通信費用
人件費
運輸
生活費
バングラデシュの税制

1. バングラデシュの投資奨励策と投資促進機関

1980年代の初め、バングラデシュの産業の発展には民間部門への投資が重要であることが明確になり、投資奨励・促進策が政策の枠組みの中に取り入れられることとなった。制度化の発端となったのは、1980年の外国民間投資（促進・保護）法およびバングラデシュ輸出加工区庁法の制定である。またグローバルな経済の動きに伴い、海外、国内を問わず民間部門投資促進にむけた専門機関の設置の必要性が高まり、1989年のバングラデシュ投資庁（BOI）発足につながった（投資庁法1989年）。バングラデシュの投資促進機関は以下の5団体である。

(1) 投資促進機関

機関名	対象分野
バングラデシュ輸出加工区庁（BEPZA）	輸出加工区（EPZ）内の産業
投資庁（BOI）	全産業の外国投資促進
バングラデシュ零細・家内産業後者（BSCIC）	零細・家内産業
民営化委員会（PC）	国営企業（SOE）の民営化
バングラデシュ経済特区庁（BEZA）	官民間企業及び外国投資

輸出加工区（EPZ）へ投資を行う場合は、バングラデシュ輸出加工区庁（BEPZA）が窓口となり、EPZ以外の地域へ投資を行う場合は、投資庁（BOI）へ申請を行う。

(2) バングラデシュ輸出加工区庁（Bangladesh Export Processing Zone Authority: BEPZA）

1980年制定のバングラデシュ輸出加工区庁法に基づき、BEPZAは輸出手続きを簡素化した投資環境の整備を視野に入れ、バングラデシュ国内にて輸出加工区を設立し、運営している。輸出加工区（Export Processing Zone: EPZ）は、輸出向け産業地域であり、インフラ設備、投資家への事務・支援サービス、インセンティブを提供している。1983年に最初のEPZがチッタゴンに、1993年に2番目のEPZがダッカに建設された。2013年9月現在、ウットラEPZ、アダムジEPZ、コミラEPZ、イシュワルディEPZ、モングラEPZ、カルナフリEPZを加えた合計8都市で運営している。バングラデシュ、中国、マレーシア、台湾、イギリス、イタリア、カナダ、オランダ、ドイツ、英領バージン諸島、インド、スウェーデン、シンガポール、パキスタン、パナマ、スイス、ベルギー、デンマーク、フランス、タイ、スリランカ、インドネシア、韓国、オーストラリア、ポルトガル、モーリシャス、アイルランド、アラブ首長国連邦（UAE）、トルコ、ウクライナ、マーシャル諸島、クウェート、ルマニア、日本、米国、韓国、スペインなどの35カ国が投資を行っている。

(3) 投資庁（Board of Investment: BOI）

BOIは民間部門への投資促進、産業設立における必要な設備、支援の提供を目的として設立された。

(4) バングラデシュ零細・家内産業公社（Bangladesh Small & Cottage Industries Corporation: BSCIC）

バングラデシュ零細・家内産業公社（BSCIC）は、バングラデシュの零細・家内産業（Small & Cottage Industries: SCI）の発展の責務を負った工業省管轄の自治組織で、1957年に議会法によって設立された。BSCICの直接的、間接的な主導のもと、多くの起業家が誕生している。しかしながら、

国際化と自由競争の影響は伝統的製造業企業に衝撃を与え、SCI製品の販売環境は厳しい局面にある。BSCICは、企業の市場開拓、拡大や自由競争の中で負けないようにサービスを提供している。

BSCICの主な目的

- ・SCIの生産および生産性の向上
- ・雇用機会の創出
- ・貧困削減
- ・バランスのよい地域の成長
- ・経済および人的資源の最適な活用
- ・SCIを通じた国全体の成長促進

BSCICが提供するサービス

- ・カウンセリングやトレーニングを通じた企業家精神の発達
- ・工業団地設立によるインフラ設備の提供
- ・BSCICの基金、銀行、その他金融機関を通じた貸金を企業家まで拡大
- ・プロジェクト概要およびプロジェクト見積り案の準備
- ・SCI製品の生産設備設立や技術革新のための技術供与やコンサルティング
- ・新たなデザイン、見本の開発および流通
- ・SCI分野に適した技術の革新
- ・SCIの投資、生産、販売につながる技術およびその他の情報の収集、編集および普及
- ・SCI分野の研究、調査
- ・投資前および後のカウンセリング
- ・調整機能
- ・零細・家内産業の設備の登録
- ・関税、税金免除の推薦
- ・原料、包装素材の輸入資格の推薦

(5) 民営化委員会 (Privatization Commission: PC)

1971年のバングラデシュ独立後、国営化計画に基づき、ジュート、繊維、化学などの主要産業は全て国営化された。その後、1993年に民営化局(2000年に現在の民営化委員会へ)が設置され、政府が指定した国営企業の民営化を担うことになった。

民営化委員会の設立後、国営企業(SOE)74社が民営化され、そのうち54社は直接営業譲渡、20社は株式譲渡により民営化された。最新の民営化予定公社一覧リストについては、民営化委員会へ問合せ、またはBOIホームページ(<http://www.boi.gov.bd/about-bangladesh/privatization>)にて閲覧が可能である。SOEは既にインフラ、設備が整っているため、こうしたSOEへの投資は外国資本にとってメリットが多い。

(6) バングラデシュ経済特区庁 (Bangladesh Economic Zones Authority: BEZA)

2010年11月にバングラデシュ経済特区庁(BEZA)設立された。BEZAの主な目的な遅れている地域を選定し、経済特区を作り、急速な経済の活性化を計ること。BEZAは2012年から本格的に始動しており、ファストフェーズでは下記7つの地域での経済特区の設置を予定している。

ミルサライ、チッタゴン (Mirsarai, Chittagong)

ゴヒラ、アノワラ、チッタゴン (Gohira, Anowara, Chittagong)

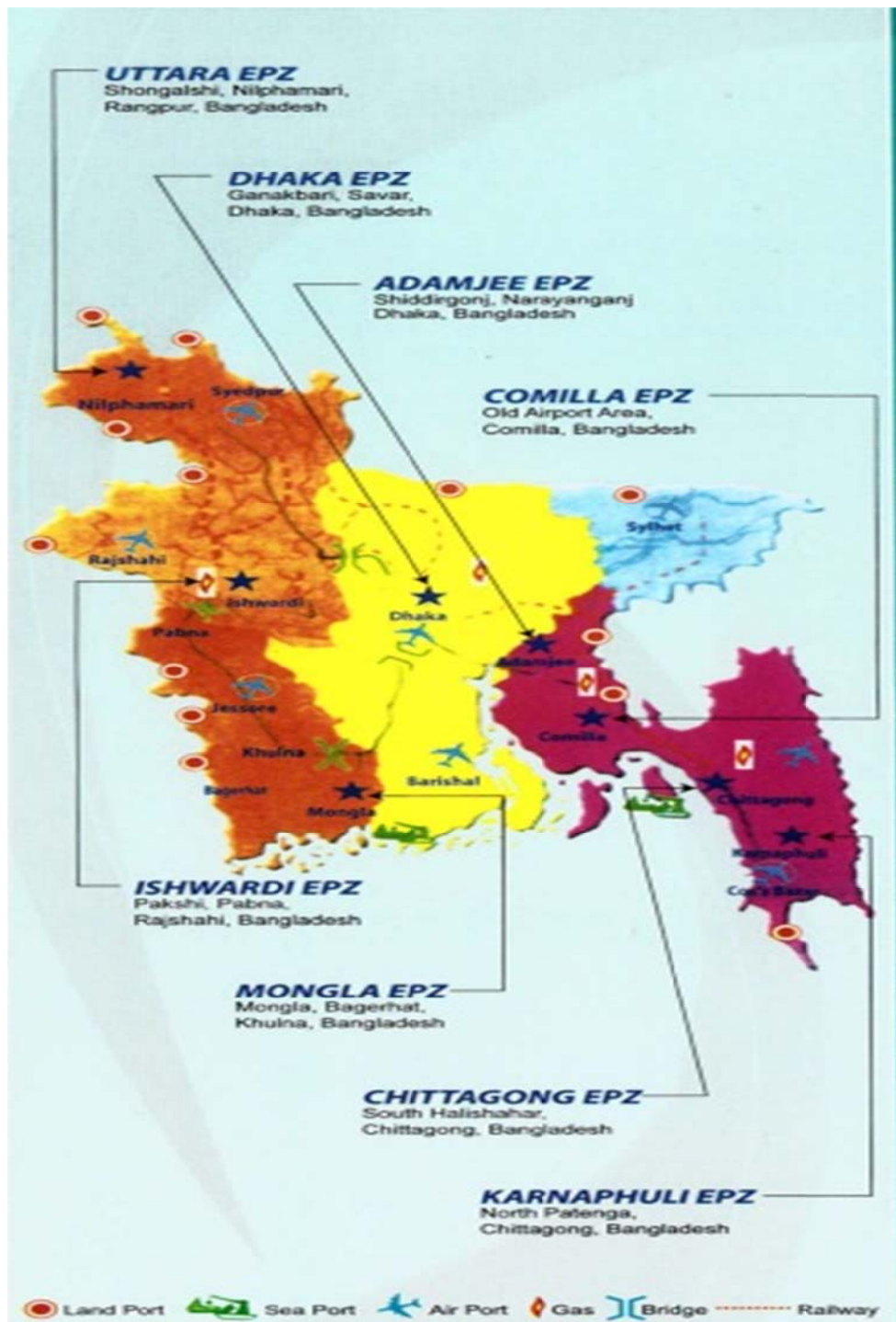
シラジゴンジ、ラジシャヒ (Shirajgonj, Rajshahi)

シェルプール、モウラビ・バジャル、シレット (Sherpur, Moulovibazara, Sylhet)

モングラ湾エリア、バゲルハット、クルナ (Mongla Port Area, Bagerhat, Khulna)

完成予定及びインセンティブについてはまだ未定。BEZA のウェブサイトには詳細な情報を閲覧できる。
アドレス： <http://www.beza.gov.bd/index.php>

2. 輸出加工区 (EPZ) への投資手続き



地図：バングラデシュの輸出加工区(EPZ)

(1) 投資形態

- ・ A タイプ企業：100%外国資本企業（外国企業又は個人）
- ・ B タイプ企業：外国資本とバングラデシュ資本の合弁企業（持ち株比率の制限無し）
- ・ C タイプ企業：100%バングラデシュ資本企業

(2) BEPZA の提供する主なインセンティブ・設備・サポートサービス

財政的インセンティブ

- ・ タックスホリデー（免税期間）のため設立後 2 年間は法人税免除、以降 3～4 年目 50%の減税、5 年目 25%の減税（2012 年 1 月以降に設立した企業に適用）
- ・ 機械、装置、建設資材輸入税の免税
- ・ 原材料輸入税の免税
- ・ 生產品の免税輸出
- ・ 二重課税免除
- ・ タックスホリデー期間中に発生する配当課税の全額免除
- ・ EPZ 内外に下請け及び再委託は可能
- ・ 製品（衣類を除く）の 10%まで国内市場に販売可能
- ・ 余剰原材料の 10%まで国内市場に販売可能
- ・ 外国人技術者の給与の所得税 3 年間免除（2009 年 3 月 22 日までに許可プロジェクトのみが適用）
- ・ 条件が満たせば、A 及び B タイプの企業は自動車 2 台か 3 台を免税輸入可能（2009 年 3 月 22 日までに許可プロジェクトのみが適用）

非財政的インセンティブ

- ・ 100%外国資本の許可
- ・ 最恵国待遇を享受
- ・ 外国投資および国内投資の上限なし
- ・ 外国からの外貨ローンの自動承認（A タイプ企業のみ外国からのローンは自動承認を受けませんが、B タイプ及び C タイプの企業の場合は投資庁、中央銀行から事前許可が必要）
- ・ A タイプ企業に対し、非居住者外貨預金の許可
- ・ B および C タイプ企業に対し、外貨預金口座運用の許可

インフラ・設備

- ・ 加工品構成明細表（Utilization Declaration: UD）、輸入品登録証明（Import Registration Certificate: IRC）、輸出品登録証明（Export Registration Certificate: ERC）が不要ならびに保稅ライセンスの更新が免除
- ・ BEPZA より発給される労働許可
- ・ 安全で保護された保稅地域
- ・ オフショアバンキングが利用可能
- ・ 制限なき自由貿易政策
- ・ 手形引受書類渡し（Documentary Acceptance: DA）の輸入
- ・ 見返り信用状
- ・ 委託加工形態による貿易
- ・ 国内一般關稅地域（Domestic Tariff Area: DTA）からの輸入
- ・ 前年度輸出品の 10%まで、輸出された同品目に限り国内一般關稅地域（DTA）へ販売を許可（衣料品を除く）
- ・ 余った原材料の 10%の国内販売を許可
- ・ 不合格製品の 10%の国内販売を許可

- ・ 輸出指向企業への販売を許可
- ・ 工場敷地内における通関手続き
- ・ 簡素化された承認手続き
- ・ EPZ 内外の輸出指向企業と双方向の下請け契約を許可
- ・ 外国企業の移転を許可
- ・ サービス産業の進出を許可
- ・ 基本的なインフラ設備（電力、水道、ガス）
- ・ 整備された土地区画の提供
- ・ 工場用建物を賃貸で利用可能

その他 EPZ 内に立地されているサポートサービス

- ・ ビジネス関連：銀行、郵便、通関業者、船荷取扱会社等
- ・ 行政関連：関税局、警察署、警備、消防署、公共輸送機関、医療施設等
- ・ その他：レストラン、ヘルスクラブ、投資家クラブ、娯楽施設、学校、スポーツ施設、専用電話交換局、変電所、ビジネスセンター等

(3) 設立の手続き

作業内容	申請先・窓口機関	概要
申請フォームの取り寄せ	BEPZA 又 EPZ	BEPZA 又は EPZ の事務所より申請フォームを取り寄せる。費用は 300 タカ。
事業目的のレターの作成	BEPZA	BEPZA 長官宛に事業目的のレターを作成し申請する。
プロジェクト提案書の作成	BEPZA	プロジェクト提案書を作成する。プロジェクトのフィジビリティレポートも用意する。
定款の作成	商業登記所 (RJSC)	公認会計士 / 弁護士に会社法に則った定款作成を依頼する。この作業には 3~4 週間かかるとみられ、公認会計士 / 弁護士への報酬は 5~10 万タカと予想される。 合弁会社の場合は、合弁契約書を作成する。
銀行口座の開設	銀行	銀行に最初仮口座を作り、資本金を振り込み、送金証明書 (Encashment Certificate) を取得する。会社の登記完了後他に必要な資料を銀行提出し、正式な口座が開設できる。外資系商業銀行 (特にスタンダードチャータード、HSBC、シティバンクが望ましい) にて外貨建て口座と現地通貨の口座を開く。
会社設立証明書の取得	商業登記所 (RJSC)	会社設立証明書 (Certificate of Incorporation) を商業登記所 (RJSC&F) にて取得する。通常、2 週間~2 カ月程度かかる。基本定款 (Memorandum of Association) の最初のページに 500 タカ分の印紙を貼る。付随定款 (Articles of Association) の最初のページに貼る印紙代は授權資本額によって異なり、1,500~1 万タカ。また登録料も授權資本額に応じて決められる。その他非公式相談料として 1 社あたり 3~10 万タカを要求される場合がある
BEPZA からの認可	BEPZA	株主又は役員全員のパスポートのコピー、銀行支払能力証明書 (全株主又は役員のもの)、見積送り状・機械書と BEPZA 長官宛のレター、プロジェクト提案書、定款、会社設立証明書等を BEPZA に申請し、認可を取得する。リース契約に対しては、土地の場合は 12 ヶ月分、標準的工場建物の場合は賃料 4 ヶ月分を保証金として支払い、BEPZA より認可を貰う。

中央銀行の許可	中央銀行	外国為替法 18A (個人に対するもの)、18B (法人に対するもの) に基づき、許認可を取得するためには、口座のある商業銀行を通してバングラデシュ銀行に申請する。約 1 ヶ月かかり、毎年更新が必要。費用はかからない。
就労許可証の取得	BEPZA	外国人就労許可証 (Work Permit) の申請を BEPZA に行う。約 1 ヶ月かかり、業種によって 1 年もしくは 2 年ごとに更新が必要。費用は新規 3,000 タカ、更新 1,000 タカ。
営業許可証の取得	市役所	営業許可証 (Trade License) は会社所在地の市役所等にて取得する。平均取得日数は 3 日 (即日入手も可能)。毎年更新が必要。手数料は授權資本額に応じて 1,000 ~ 1 万タカ
課税識別番号の取得	国家歳入庁 (NBR)	課税識別番号 (Tax Identification Numbers: TIN) を、国家歳入庁 (NBR) にて取得する。平均取得日数は 3 日程度。一度取得すれば更新の必要はない。

詳細については、BEPZA にて問い合わせを受け付けている。

Bangladesh Export Processing Zones Authority (BEPZA)

BEPZA Complex
House #19/D, Road #6, Dhanmondi, Dhaka-1205
Phone: 880-2-9670530, 8650058, 8650061, 8650067
Fax: 880-2-8650060, 9661849, 8650063
Email: info@bepza.org
Website: www.epzbangladesh.org.bd

3. 投資庁管轄地域への進出手続き (EPZ 外の地域)

投資庁 (BOI: Board of Investment) の管轄地域内に限る。輸出加工区庁の管轄地域 (輸出加工区 = EPZ) を除く。

(1) 主なインセンティブ

法人税免除、減額

企業は、所在地に応じて 5 - 7 年の法人税免除、減額措置を享受できる。

所在地	免税期間
ダッカ、チッタゴン区域 (チッタゴンの 3 丘陵区域を除く)	5 年
クルナ、シレット、ポリシャル、ラジシャヒ区域およびチッタゴンの 3 丘陵区域	7 年

◆ 法人税免除、減額を適用される 24 業種

- 1) 繊維
- 2) 医薬品
- 3) メラミン
- 4) プラスチック製品
- 5) 陶磁器、衛生陶器

- 6) 鋼鉄（鉄鉱石を原料とする）
- 7) 肥料
- 8) 殺虫剤、農薬
- 9) コンピューターハードウェア
- 10) ミツ星もしくはそれ以上の居住用ホテル
- 11) 石油化学品
- 12) 医薬、化学品の基礎原料
- 13) 農業機械
- 14) 造船
- 15) ボイラー、コンプレッサー
- 16) 繊維機械
- 17) 麻（ジュート）関連商品
- 18) 高額のガーマンツ
- 19) エム・エス ロッド(M S Rod；建設資材)
- 20) シーアイシート (CI Sheet)
- 21) ダイヤモンド カutting
- 22) 農業加工
- 23) ソーラーパネルプラント
- 24) インフラ建造物
 - a) 海港、河港
 - b) コンテナターミナル、内部コンテナ倉庫 (Internal Container Depot: ICD)、コンテナ・フレイト・ステーション (Container Freight Station: CFS)
 - c) 液化天然ガス (Liquefied Natural Gas: LNG) ターミナル及びトランスミッション・ライン
 - d) 圧縮天然ガス (Compressed Natural Gas: CNG) ターミナル及びトランスミッション・ライン
 - e) ガスパイプライン
 - f) 高架道路
 - g) 大型浄水プラント及び配水パイプライン
 - h) 廃棄物処理場
 - i) 輸出加工区
 - j) テーレーコミュニケーション (携帯除く)
 - k) モノレール、地下鉄

◆ 注意事項

- ・ 支部工場・支社 (Extention Unit) への適用不可
- ・ 独立企業 (Separate Company) として設立された産業プロジェクトに対しては適用可能
- ・ 免税措置を利用した企業は、免税期間中に税金免除となった所得のうち 30%以上を再投資に充当し、10%は会計年度の第 4 四半期中に上場企業に投資をしなければならない。

◆ 手続き方法

- 1) プロジェクトを BOI に登録。
- 2) 国家歳入庁 (National Board of Revenue: NBR) に税金控除および証書取得の申請を行う。
- 3) 上記の申請後、90 日以内に NBR が税金控除証書を発行。

加速償却引当金

- ◆ 加速償却引当金を以下の規定に従い、新規産業プロジェクトに対してのみ、適用できる。
 - ・ 1 年目 - プラント及び機械の費用の 50%
 - ・ 2 年目 - プラント及び機械の費用の 30%
 - ・ 3 年目 - プラント及び機械の費用の 20%

- ◆ 以下の規定に従い 2006-2007 年度以降初期償却引当金が再導入された。
 - ・ 機械について - 費用の 25%
 - ・ 工場について - 費用の 10%
- ◆ 収益性改善にむけた減価償却引当金の見直しについては、下記の規定に従う。
 - ・ 一般建物 10%
 - ・ 工場建物 20%
 - ・ 家具 10%
 - ・ 機械 20%
 - ・ 乗物 47% (レンタル用は除く)
- ◆ 要件
 - ・ バングラデシュ国内にて起業、経営していること。

輸入機械に対する関税免除および減額

最初に機械を設置する際や、機械を最新式にする場合、規模を拡大する場合の機械および部品の輸入に対しては価格の 7.5% の輸入関税がかかる。部品の輸入額は、機械の CFR 価格の 10% を超えてはいけない。ダッカ、チッタゴンの輸出指向産業については、支払うべき 7.5% の関税について以下のような特権がある。

- ・ 100% 輸出企業は、資本機械・部品に対する輸入関税が免除。輸入関税 (7.5%) を銀行保証の形にて担保するか、または機械設置後、補償契約書を返却する。
 - ・ ダッカ、チッタゴン以外にある 70% 以上が輸出の企業は、機械および部品の輸入に対して 2.5% の輸入関税がかかる。5% 分については、銀行保証の形にて担保するか、または機械設置後、補償契約書を返却する。
 - ・ ダッカ、チッタゴンにある 70% 以上が輸出の企業は、機械および部品の輸入に対して 5% の輸入関税がかかる。2.5% 分については、銀行保証の形にて担保するか、または機械設置後、補償契約書を返却する。
 - ・ ダッカ、チッタゴン以外にあるその他の企業は、機械および部品の輸入に対して 2.5% の輸入関税がかかる。5% 分については、銀行保証の形にて担保するか、または機械設置後、補償契約書を返却する。
 - ・ ダッカ、チッタゴンにあるその他の企業は、機械および部品の輸入に対して 7.5% の輸入関税がかかる。
 - ・ 輸入資本機械・部品については付加価値税 (Value Added Tax: VAT) は免除。
 - ・ バングラデシュ国内でも生産している商品を輸入する際の関税およびその他税金が、それらの商品を生産するために素材を輸入する場合よりも高い。
- ◆ 手続き方法
- 1) プロジェクトを BOI に登録
 - 2) BOI に輸入許可 (Import Permit: IP) の取得を申請
 - 3) 上記の申請から 7 日以内に、BOI が IRC・IP 発行の推薦書を輸出入管理庁 (CCI&E) へ送付 (CCI&E は BOI からの推薦書を受領後 IRC や IP を発行)
 - 4) BOI にて輸入関税免除を申請
 - 5) 上記の申請から 7 日以内に、BOI が証書を発行

二重課税防止

海外投資家は、国家間の二重課税防止条約 (Double Taxation Avoidance Treaties: DTT s) に基づき、二重課税を免れる。また、所得税条例に基づく特定産業に従事する外国人は 3 年間、所得税が免除される。

◆ 手続き方法

- 1) プロジェクトを BOI に登録
- 2) NBR に課税防止承認を申請
- 3) NBR が課税防止措置を手配

ロイヤルティ、技術ノウハウ、技術支援料の送金許可

海外投資家は、ロイヤルティ、技術ノウハウ、技術支援料の海外送金ができる。

◆ 手続き方法

- 1) プロジェクトを BOI に登録
- 2) BOI に対し、ロイヤルティ、技術ノウハウ、技術支援料の送金許可を申請
- 3) BOI が送金を許可

投資資本、配当の本国への送金許可

海外投資家は、投資資本、配当の本国への全額送金が可能。

◆ 手続き方法

- 1) プロジェクトを BOI に登録
- 2) 指定銀行を通じ、バングラデシュ銀行（BB）に対し送金許可を申請
- 3) BB が送金を許可

撤退時の配当・元本全額送金の許可

海外投資家は、年次株主総会または臨時株主総会の決議をもって投資プロジェクトを終了した後、資産の売却益を本国送金できる。

◆ 手続き方法

- 1) 年次株主総会または臨時株主総会においてプロジェクト終了を決議
- 2) バングラデシュ撤退に必要な手続きを完了
- 3) バングラデシュ銀行（BB）に対し、売却益の送金承認を申請
- 4) BB が所定の期間内に送金を許可

外国資本による 100%全額出資の許可

海外投資家は、全額出資またはバングラデシュ現地パートナーと共同で企業を設立できる。

◆ 手続き方法

- 1) 会社設立
- 2) BOI へ登録

輸出指向産業および輸出関連産業へのインセンティブ

輸出指向産業の促進は、産業政策の主要な目標の一つであり、政府は輸出政策に従ってあらゆる支援、協力を保証しており、以下のような制度インセンティブがある。

- ・ 輸出指向産業設立に伴う資本機械・部品の輸入について、政令（Statutory Regulatory Order:SRO）による特惠関税が認められる。100%輸出指向産業は税金が免除となる。
- ・ 政府の SRO により、見返り信用状に対する特別保税倉庫や、輸入関税や VAT の免除といった制度が利用可能。
- ・ 税金還付制度が簡便。輸出企業は商業銀行から直接還付を受けられる。

- ・ 取消不能信用状、売買契約書に対して、その 90%相当額の銀行ローンが利用可能。
- ・ 輸出による利益を保証するために、輸出品のリストと輸出による利益率の調査を行う。
- ・ 輸入材料ではなく、国産の材料を使用して生産する輸出指向産業（衣料品を含む）は、さらなる優遇措置がある。
- ・ 輸出指向産業は、広告活動や海外拠点開設のために外国為替の割当がある。
- ・ 手工業および家内産業による輸出収益は、所得税が免除。その他の産業は 30% ~ 100%の範囲で還付される。100%輸出指向産業の場合は 100%免除。
- ・ 輸入禁止・制限リストに掲載されたものでも、輸出品のための素材としては輸入が許可される。
- ・ 輸出品製造のために一定量のサンプルの輸入関税が免除。サンプルの量と評価額は、関連する機関と NBR が共同で算出する。
- ・ 国内プロジェクトに使用される国産製品について、国際入札案件のもと外貨で支払われる場合は間接輸出とみなされ、輸出者に対して全ての輸出優遇措置が適用される。
- ・ 玩具、靴類、流行の商品、電化製品、革製品、ダイヤモンドのカットおよび研磨、宝石、文房具、絹布、贈答品、造花およびラン、野菜加工、技術系コンサルタントサービス等、政府が特に後押しする輸出指向産業として認められた分野は、金銭的なインセンティブ、ベンチャーキャピタル、その他の制度等特別な優遇措置を受けることができる。
- ・ 輸出指向産業は、地方税等バングラデシュ国内の税金が免除される。
- ・ 革産業が製品の 80%以上を輸出している場合、100%輸出指向産業とみなされる。
- ・ 100%輸出指向産業に供給されるバングラデシュ国内産の生地（例えば、布帛、ニット、靴下類、グレー地、プリントしたもの、染めたもの、格子模様、手織り、絹、特殊素材）の生産者は、関税還付もしくは免除の保税倉庫を利用しない場合、生地価格の 25%相当の助成金を得ることができる。
- ・ 上記優遇措置とは別に、輸出指向産業および輸出関連産業は、輸出政策において提供される制度を利用することもできる。
- ・ EPZ 内の産業の免税期間中において、非居住者の株主の配当収入は免税となり、免税期間終了後も配当を同プロジェクトに再投資すれば免税となる。
- ・ 上場企業の株式の売却益に対する税金が免除となる。

その他のインセンティブ

- ・ 外国人パートナー、企業、専門家から得たロイヤルティ、技術ノウハウ料に対する税金免除
- ・ 所定の条件を満たした海外からの融資にかかる利息への税金免除
- ・ 租税条約に基づき、海外投資家の二重課税を回避
- ・ 所得税条例に基づき、特定産業に従事する外国人技術者の所得税を 3 年間免除
- ・ 民間の発電会社の商業むけ発電操業開始日から 15 年間の所得税免除
- ・ 新規投資家への複数入国査証（マルチビザ）発行
- ・ 投資資本、利益、配当の本国への送金制度
- ・ US\$500,000 の投資または認可金融機関への US\$1,000,000 預金（本国送金不可）を条件とする市民権付与
- ・ US\$75,000 の投資を条件とする永住権の付与（本国送金不可）
- ・ 株式上場企業の株式譲渡から得られるキャピタルゲインへ課税免除

Board of Investment

Prime Minister's Office, Jiban Bima Tower (19th Floor), 10
Dilkusha C/A, Dhaka-1000
Phone: +880-2-7169580, Fax : +880-2-9562312
E-mail: service@boi.gov.bd, Web: www.boi.gov.bd

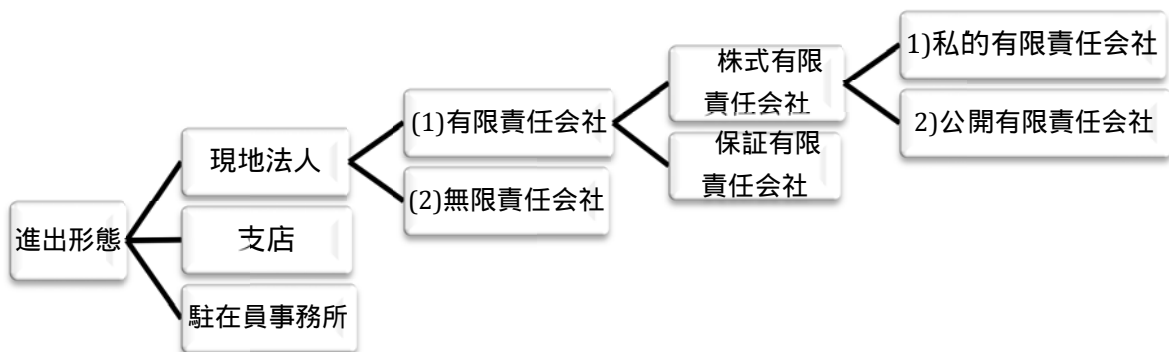
(2) 進出の形態

海外投資家がバングラデシュでビジネス活動を行うには、下記の4種類の選択肢がある。

- ・ 外国企業の支店または駐在員事務所をバングラデシュに設立
- ・ バングラデシュにて全額外国資本による法人を設立
- ・ バングラデシュ企業、投資家と合併で法人を設立
- ・ 既存のバングラデシュ企業に資本参加

国内で設立された法人または海外にて設立されバングラデシュで登記された法人であれば、バングラデシュで事業を運営することができる。1994年会社法に基づき、商業登記所(RJSC&F)において法人設立・登記手続を行う。また、会社形態は下記の通り分類される。

バングラデシュの法人の形態を以下の図で示す。



有限責任会社

株式有限責任会社

1)私的有限責任会社 (Private Limited Company)

私的有限責任会社とは、下記に該当する会社である。

- ・ 株式譲渡権利が制限される。
- ・ 構成員 (株主の最低人数 2 名) は、会社の従業員を除き、2 名から 50 名までで構成される。
- ・ 取締役を最低 2 名有する。
- ・ 会社の株式・債券の引受け公募勧誘を行ってはならない。
- ・ 設立日以降、事業を運営できる。
- ・ 払い込み資本金 4 億タカまで

払い込み資本金が 4 億以上の場合には 3 年以内に公開有限責任会社に移行の必要ある。

2)公開有限責任会社(Public Limited Company)

公開有限責任会社とは、下記に該当する会社である。

- ・ 1994 年会社法および 1993 年証券取引法 (随時改定あり) に従う目論見書を通じ、会社の株式・債券の引受け公募勧誘を行うことができる。
- ・ 構成員 (株主の最低人数 7 名) は最低 7 名、上限はなし。
- ・ 取締役を最低 3 名有する。
- ・ 民間企業から公共企業へ転換した会社も含む。
- ・ 払い込み資本金の制限無し。

保証有限責任会社

無限責任会社 (Unlimited Company)

無限責任会社および保証による有限責任会社は、株式資本を有さない場合もある。

(3) 支店、駐在員事務所の開設の手続き

外国企業の支店、駐在員事務所を新規開設、または増設する場合には、下記の書式を添えて所定の申請書式を BOI に提出すること。

- ・適切に記入、署名された申請書
- ・本社の基本定款、付随定款（法人登記簿謄本の法定翻訳、もしくは翻訳者の宣言書に対する公証）
- ・会社設立承認証法人登記簿謄本の法定翻訳、もしくは翻訳者の宣言書に対する公証）
- ・本社取締役、発起人の氏名および国籍
- ・バングラデシュにて支店、連絡事務所、駐在員事務所を開設する旨の取締役会決議
- ・前年度会計報告（監査済みのもの）
- ・当該支店、連絡事務所、駐在員事務所の組織図（案）
- ・当該支店、連絡事務所、駐在員事務所の活動内容

上記の書類は全て、本社所在国のバングラデシュ大使館、高等弁務官事務所、申請者の本国のバングラデシュ大使館、高等弁務官事務所、または付随する商工会議所による認証が必要である。

(4) 現地法人設立の手続き

バングラデシュで法人を設立する際には、登録された公認会計士又弁護士の協力を得ることが通常の習慣である。

一般的な手続きの流れ

作業内容	申請先・窓口機関	詳細
公認会計士また 弁護士の選定	会計又弁護士 事務所	公認会計士や弁護士に相談。費用等を確認又はコンサルティング会社等に相談。
社名の承認	商業登記所 (RJSC)	公認会計士 / 弁護士を通じて、商業省所管の商業登記所 (the Registrar of Joint Stock Companies Firms:RJSC&F) に申し込みを行い、社名承認 (Name Clearance) を得る。通常 1 週間かかり、費用は公認会計士 / 弁護士への報酬も含めて約 1,000 タカ。
定款の作成	商業登記所 (RJSC)	公認会計士 / 弁護士に会社法に則った定款作成を依頼する。この作業には 3 ~ 4 週間かかるとみられ、公認会計士 / 弁護士への報酬は 5 ~ 10 万タカと予想される。 会社設立の為に定款作成に必要な資料は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none">・適切に記入、署名、捺印された申請用紙・適切に署名、捺印された基本定款・適切に署名、捺印された付随定款・社名承認証・登記料 (1,200 タカ)・基本定款の印紙代 (500 タカ)・付随定款の印紙代 (資本金による料金区分あり)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ Form i : 会社登記宣誓書 ・ Form vi : 登録事務所の現状および変更事項に関する通知 ・ Form ix : 取締役の同意 ・ Form x : 取締役に同意する人物一覧 ・ Form xii : 取締役、管理職、管理代行機関に関する詳細事項および変更事項 <p>付随定款の印紙代は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授權資本 100 万タカ未満 : 2,000 タカ ・ 授權資本 100 万タカ以上 3,000 万タカ未満 : 4,000 タカ ・ 授權資本 3,000 万タカ以上 : 10,000 タカ
銀行口座の開設	銀行	<p>銀行に最初仮口座を作り、資本金を振り込み、送金証明書 (Encashment Certificate) を取得する。会社の登記完了後他に必要な資料を銀行提出し、正式な口座が開設できる。外資系商業銀行 (特にスタンダードチャータード、HSBC、シティバンクが望ましい) にて外貨建て口座と現地通貨の口座を開く。</p> <p>商業銀行にて法人名義の銀行口座を開設する際に、一般的に必要な書類は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設申込書 (銀行が定めた書式に記入) ・ 権限委任状 (Letter of Authorization, 出納責任者に任せる場合。「誰々を当社の出納責任者として権限を委ねる」という内容) ・ 商業登記所で発行された会社設立承認証 ・ パスポートのコピー (代表者もしくは出納責任者) ・ 写真 (出納責任者) ・ 役員会議事録 (「この銀行で口座を開設、出納人は誰」という内容) ・ 定款 ・ 役員氏名、住所のリスト ・ 営業許可証のコピー <p>外国為替法18B条に基づく許認可を取得するためには、口座のある商業銀行を通してバングラデシュ中央銀行に申請する。</p> <p>バングラデシュ中央銀行の連絡先 Bangladesh Bank Motijheel C/A, Dhaka 1000 TEL : 880-2-9555000 FAX : 880-2-9566212</p>
会社設立証明書	商業登記所 (RJSC)	<p>会社設立証明書 (Certificate of Incorporation) を商業登記所 (RJSC&F) にて取得する。通常、2 週間 ~ 2 カ月程度かかる。基本定款 (Memorandum of Association) の最初のページに 500 タカ分の印紙を貼る。付随定款 (Articles of Association) の最初のページに貼る印紙代は授權資本額によって異なり、1,500 ~ 1 万タカ。また登録料も授權資本額に応じて決められる。その他非公式相談料として 1 社あたり 3 ~ 10 万タカを要求される場合がある</p>
投資登録証	投資庁 (BOI)	<p>設立予定法人の投資庁 (BOI) への登録を行う。手続きには 1 週間 ~ 1 ヶ月程度かかり、一度登録すれば更新の必要はない。手数料は設立予定法人の資本額により異なり。5,000 ~ 10 万タカ。 詳細は p.17 参照</p>

就労許可証の取得	投資庁 (BOI)	外国人就労許可証 (Work Permit) の申請を投資庁 (BOI) に行う。約 1 ヶ月かかり、業種によって 1 年もしくは 2 年ごとに更新が必要。費用は新規 3,000 タカ、更新 1,000 タカ。 詳細は p.17 参照
中央銀行の許可	中央銀行	外国為替法 18A (個人に対するもの)、18B (法人に対するもの) に基づき、許認可を取得するためには、口座のある商業銀行を通してバングラデシュ銀行に申請する。約 1 ヶ月かかり、毎年更新が必要。費用はかからない。
マルチビザの取得	在京バングラデシュ大使館・移民局	在京バングラデシュ大使館で取得するのが早くて便利だが、移民パスポート局 (Department of Immigration & Passport) にて取得することも可能。約 1 ヶ月かかる。 詳細は p.16 参照
営業許可証の取得	市役所	営業許可証 (Trade License) は会社所在地の市役所等にて取得する。平均取得日数は 3 日 (即日入手も可能)。毎年更新が必要。手数料は授權資本額に応じて 1,000 ~ 1 万タカ
課税識別番号の取得	国家歳入庁 (NBR)	課税識別番号 (Tax Identification Numbers: TIN) を、国家歳入庁 (NBR) にて取得する。平均取得日数は 3 日程度。一度取得すれば更新の必要はない。
免税許可申請	BOI & NBR	プロジェクトを BOI に登録後、NBR に税金免除申請を行う。90 日以内に税金免除証書が発行される。

手続きの詳細

(5) 査証 (ビザ) の取得

バングラデシュの労働ビザ取得手続きは以下の通り。

バングラデシュに観光 / 商用ビザで訪問し、事務所もしくは法人登記手続きを行う。
BOI に、登記証明書を添えて在京バングラデシュ大使館宛て推薦状の発行を申請する。(E タイプビザ (6 ヶ月有効・複数回入国可) を取得するため)
推薦状を添えて在京バングラデシュ大使館に E タイプビザの申請を行う。
E タイプビザでバングラデシュを訪問し、BOI に 14 日以内に労働許可証の申請を行う。労働許可証は通常 4 週間以内に取得可能。
労働許可証の写しがバングラデシュ内務省に届くと、内務省は特別警察 (Special Branch of Bangladesh Police) と国家安全情報 (National Security Intelligence) (陸軍管轄) に人物照会を行う。この人物照会には約 3 ヶ月を要する。申請者から督促をした方がよい。
人物照会で問題がなければ、内務省は異議なし証明書 (Letter of No Objection) を発行する。取得には約 5 ヶ月を要する。
異議なし証明書と労働許可証を添え、移民パスポート局に労働ビザ (Working Visa) (1 年間・複数回入国可) の取得申請を行う。
家族は、E タイプビザか労働ビザ保有者の扶養家族 (Dependent) としてバングラデシュに長期滞在が可能。

ビザのタイプ	費用
1. 在外公館が事前に手配したビザ	国により異なる (日本人の場合は無料)
a. 3 ヶ月有効 (入国 1 回限り)	
b. 6 ヶ月有効 (入国 1 回限り)	

c. 6ヶ月有効（複数回入国可）	
d. 1年有効（複数回入国可）	
e. 5年有効（複数回入国可）	
f. 就労期間中有効（複数回入国可）	
2. 入国許可・到着ビザ	
a. 30日間有効入国査証	US\$51（事務手数料として）

(6) 労働許可証（Work Permit）の取得

バングラデシュ国内で外国人が就労する場合は、労働許可証の取得が必要である。民間工業企業（EPZ以外の地域）、外国企業の支店・連絡事務所・駐在員事務所、現地商業企業が外国人を雇用する場合、所定の書式にてBOIに申請する。外国人の雇用に関するガイドラインは下記の通りである。

- ・ バングラデシュ政府が承認する国の国民は、バングラデシュ国内での雇用の対象となる。
- ・ 外国人の雇用は、所轄機関の認可を得た企業のみが対象となる。
- ・ 外国人の雇用は、バングラデシュに専門家や技術者が存在しない職業で、18歳以上の人のみが対象となる。
- ・ 新規雇用にあたり、取締役会の決定が必要である。
- ・ 雇用期間は、最初は工業企業が1年間、商業企業が2年間とし、以後、必要に応じて延長可能である。
- ・ 労働許可証の発行後、内務省から必要な身元調査結果を取得し、査証期間を労働許可証の有効期限まで延長する。
- ・ 労働許可証を在外投資家および雇用者が新規取得する場合、各国のバングラデシュ大使館が発行する「PI」（投資家）または「E」（雇用者）タイプビザを携帯しバングラデシュに入国すること。
- ・ 「PI」および「E」タイプビザの取得には、BOIかBEPZAの推薦が必要である。
- ・ 外国人の労働許可証は、バングラデシュ入国後15日以内にBOIに申請すること。
- ・ 外国人の人数は、現地人との比率で工業企業は1対20、商業企業は1対5を上回ってはいけない。
- ・ 所定の申請書式はBOI事務所で入手またはウェブサイト（www.boi.gov.bd）からダウンロードできる。

(7) BOIへの登録

民間部門の合弁企業または全額外国資本企業

政府の提供する支援策を享受するにあたり、起業家・投資家はBOIへ登録することが望ましい。所定の申請書式をBOI事務所またはホームページ（<http://www.boi.gov.bd/how-to-invest/forms-a-procedures>）からダウンロードし、下記の書類を添えて提出すること。

- ・ 記入済みの申請書2部
- ・ 公開・有限責任会社の場合には、設立証書、基本・付随定款。合弁プロジェクト（JVP）の場合には、両当事者が署名したJVP契約書2部
- ・ プロジェクトの土地所有権を問わず捺印証書（所有地の場合は土地購入証書、賃借地の場合は賃貸借契約書）2部
- ・ プロジェクトにかかる費用が5千万タカを超える場合には、プロジェクト概要を2部
- ・ 発起人の経歴（a）氏名、b）現住所、c）郵送先住所、d）地位、e）国籍を記載したレターヘッドのある用紙2部
- ・ 機械の数量・価格を記載した一覧表3部
- ・ 「投資庁長官および秘書役」あての支払指図・銀行為替手形
- ・ プロジェクトの資金についてローンを利用している場合、関連書類を2部必要書類が添付された申請書をBOIにて受領後、不備がなければ審査を経て7日以内に登録証書が発行される。BOIへの登録後、政府が提供するインセンティブ・支援サービスを受けることが可能となる。

公共部門企業と合併事業を設立する場合の許可

バングラデシュ人、外国人を問わず、個人の起業家は公共部門と共同で企業を設立することができる。民間部門の出資額が全体の 50%を超える場合、BOI への登録が必要であり、この場合には民間プロジェクトとみなされる。公共部門からの出資分については所轄官庁大臣による承認が必要である。公共部門の出資額が全体の 50%を超える場合には、公共プロジェクトとみなされる。公共部門プロジェクトについては、所轄官庁の企画委員会による承認をもってプロジェクトが進行する。政府は国営企業（SOE）の早期民営化を推進している。また、官民合併事業においては、発電事業等のインフラ事業が特に奨励されている。

(8) その他の実務手続

作業内容	申請先・窓口機関	詳細
産業区画の取得	ダッカの首都開発公社、 チッタゴン開発公社、 クルナ開発公社	BEPZA および BSCIC 以外の産業地域・団地に産業区画を設立する場合、起業家は BOI に対し、下記の書類を添付し申請する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 区画の所在地および面積 ・ 認可・登録通知の写し ・ 設計図案 申請受理後、BOI から産業区画取得にむけた支援を行う。産業地域・団地の大半は都市開発局管轄下の 3 つの支部によって管理されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダッカの首都開発公社（Rajdhani Unnayan Kartipakkah: RAJUK） ・ チッタゴンのチッタゴン開発公社（Chittagong Development Authority: CDA） ・ クルナのクルナ開発公社（Khulna Development Authority: KDA） さらに、産業団地の一部はその他の政府系機関（公共事業局、住宅局）の所有・管理下にある。
土地、社屋の購入または賃貸契約	土地登記事務所、土地や物件の所有者	もし所在地がダッカ、チッタゴン、クルナ市内であれば、4年間の免税措置が適応され、それ以外の地域では6年間となる。 会社所在地は、私有地及びバングラデシュ小住宅開発公社（BSCIC）が開発した商工業地域のいずれにおいても可能である。 所有地に工場を設置する場合は、次の書類を準備しておく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿（会社名義） ・ 過去の土地所有者に関する書類 ・ 土地歳入局（Land Revenue Office）が発行する土地所有者移転証明書（Mutation Certificate） ・ 土地税支払い証明書 ・ 土地登記事務所（Land Registration Office）が発行する無抵当証明書
電気の開設	電力公社	電気の開設には以下の書類を提出する。所用期間は2週間程度。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書 ・ 貿易許可証（Trade License） ・ 手数料

		<p>申請先（電力公社） Office of Executive Engineer Sales & Distribution Division, Tejgaon Dhaka Electric Supply Authority(DESA) 10, Shahid Tajuddin Ahmed Sarni, Dhaka-1208</p> <p>電気の所轄部門は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力開発局（Bangladesh Power Development Board: BPDB） ・ダッカ電力供給局（Dhaka Power Distribution Company: DPDC） ・ダッカ電力供給公社（Dhaka Electric Supply Company: DESCO） ・地方電力局（Rural Electrification Board: REB）
水道の開設	水道局	<p>水道を開設するためには水道局に以下の書類を提出する。所要期間は1週間～1ヶ月程度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の申請書（100 タカ） ・家屋の賃貸契約書 ・貿易許可証（Trade License） ・手数料（1インチ管の場合：5,600 タカ） <p>5,000～2万タカ程度の非公式手数料を要求される場合がある。また配管工事などが必要になった場合は工事諸経費は全て申請者が負担。</p> <p>申請先（水道局） Office of Executive Engineer, MODS Zone # 5, Dhaka WASA, Mohakhali, T.B Gate, Dhaka 上水：上下水道局（Water & Sewerage Authority: WASA） 下水：上下水道局（WASA）</p> <p>地下掘り抜き井戸のライセンス認可：上下水道局（WASA） 公共サービス申込の際には、BOIの公共サービス部（Utility Service Cell: USC）へ連絡を取ることが望ましい。USCは公共サービス供給会社出身の政府高官が在籍し、強い力を持っている。投資家は所定の様式に従ってUSCへ申請を行うと、所定の期間内にUSCを通じて供給会社への手続が行われる。</p>
電話の開設	電話局	<p>< 固定電話 > 基本ファシリティの開設の中で最も困難なのが、この電話である。開設まで通常2～3ヶ月であるが、6ヶ月以上待たされることも珍しくない。早く開設してもらうためには、かなりの非公式相談料が必要である。</p> <p>申請のための必要書類は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の申請書 ・写真（3枚） ・定款 ・貿易許可証（Trade License） ・加入料（1万タカ） <p>申請先（電話局）</p>

		<p>Bangladesh Telecommunication Co.,Ltd.(BTCL) Sher-e-Bangla Nagar TEL : 9880048,9880015(グルシヤン地区)</p> <p>・ バングラデシュ・テレコム (Bangladesh Telecommunications Company Limited Board: BTCL) 及び民間電話会社 (Public Switched Telephone Network Operators:PSTN ; ダッカフォン (Dhaka Phone),ラングステル(Rangs Tel), ワールドテル(World Tel)等</p> <p>< 携帯電話 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グラミンフォン (Grameenphone) (バングラデシュ最大手) ・ ロビ (Robi) (NTT ドコモが出資) ・ バングラリンク (Bangla Link) ・ シティセル (Citycell) ・ テレトーク (Teletalk) (国有企業) ・ エアテル (AirTel) 														
環境規制の承認	環境局	<p>1995 年環境保護法に基づき、製造業を行う企業は環境局 (Department of Environment) から承認を受けなければならない。環境保護適格証書の取得が義務づけられている。上記証書の取得要件については、1995 年環境保護法に付随する 1997 年環境保護規定で定められている。評価基準は、産業形態に応じて異なる。</p> <p>承認手続き日数は 1 ~ 3 ヶ月程度 (ただし公害産出産業と見なされた場合は半年以上かかる場合もある)。毎年更新が必要。手続きに必要な書類は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書 ・ 隣家からの無異議証明書 ・ 貿易許可証 (Trade License) ・ 生産物の概要および使用原材料に関する報告書 ・ 環境影響調査報告書 ・ 家屋の賃貸契約書 ・ 工場見取り図 ・ 廃棄物排出および濾過処理工程のレイアウト ・ 手数料 <p>手数料は設立予定の会社の資本により異なる。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">授權資本額 50 万タカまで</td> <td style="width: 40%;">1,500 タカ</td> </tr> <tr> <td>100 万タカまで</td> <td>3,000 タカ</td> </tr> <tr> <td>500 万タカまで</td> <td>5,000 タカ</td> </tr> <tr> <td>1,000 万タカまで</td> <td>1 万タカ</td> </tr> <tr> <td>2 億タカまで</td> <td>2 万 5,000 タカ</td> </tr> <tr> <td>5 億タカまで</td> <td>5 万タカ</td> </tr> <tr> <td>5 億タカ超</td> <td>10 万タカ</td> </tr> </table> <p>この承認を得るためには、かなりの額の非公式相談料も要求される。現在、環境局は以下の産業を公害産出産業と見なしている。 皮革業、製紙・パルプ業、製糖業、蒸留製造所、鉄鋼業、繊維業、殺虫剤製造業、化学工業、ジュ - ト産業、セメント工業、ゴム及びプラスチック製造、製薬業</p> <p>従って、上記のいずれかの産業にたずさわる場合には、認可を得る為、公害防止措置を講じなければならない。</p>	授權資本額 50 万タカまで	1,500 タカ	100 万タカまで	3,000 タカ	500 万タカまで	5,000 タカ	1,000 万タカまで	1 万タカ	2 億タカまで	2 万 5,000 タカ	5 億タカまで	5 万タカ	5 億タカ超	10 万タカ
授權資本額 50 万タカまで	1,500 タカ															
100 万タカまで	3,000 タカ															
500 万タカまで	5,000 タカ															
1,000 万タカまで	1 万タカ															
2 億タカまで	2 万 5,000 タカ															
5 億タカまで	5 万タカ															
5 億タカ超	10 万タカ															

		<p>もし非公害産業であるならば、投資庁のワンストップサービスで承認を取ることもできる。投資家は所定の書式に必要な書類を添付し、BOI 公共サービス部 (USC) に環境保護適格証書を申請することができる。USC は所定の期間内に、DOE から環境保護適格証書を取得するため必要な手続を行う。</p> <p>申請先 (環境局) Department of Environment Poribesh Bhaban E-16, Agargaon, Shere Bangla Nagar, Dhaka TEL : 8112461 FAX : 9118682 E-mail : info@doe-bd.org URL : http://www.doe-bd.org</p>
工業用ガスの開設	ティタス・ガス配給公社	<p>工業用のガスはティタス・ガス社に申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ティタス・ガス配給公社 (Titas Gas Transmission & Distribution Company Limited: TGTDCCL) ・バクラバード・ガスシステム (Bakhrabad Gas System Limited: BGSL) ・ジャララバード・ガス配給システム (Jalalabad Gas Transmission & Distribution System Limited: JGTDSL)
商工会議所への加入	最寄の商工会議所	<p>輸出入許可証を取得するためには最寄の商工会議所へ加入する必要がある。仮会員証は約3日間で取得できるが、完全な会員証は3ヶ月かかる場合もある。毎年、更新が必要。</p> <p>以下の書類を提出すれば、商工会議所に加入できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書(25 タカ) ・ 貿易許可証 (Trade License) ・ 課税識別番号 (TIN) ・ 銀行支払い能力証明書 ・ 投資登録証 ・ 就業許可証 ・ 会社設立承認証 (Certificate of Incorporation) ・ 定款 ・ パスポートコピー ・ 加入料 (6,050 タカ) および年会費 (3,350 タカ) <p>連絡先 (ダッカ商工会議所) Administrative Division The Dhaka Chamber of Commerce & Industry(DCCI) Dhaka Chamber Building, 65-66, Motijheel C/A, Dhaka 1000 TEL : 9552562 FAX : 9560830 E-mail : dcci@bangla.net</p>
輸入許可証の取得	輸出入管理庁長官事務所	<p>資本財などの機械を輸入するためには輸入許可証 (Import Permit, Import Registration Certificate) を取得する必要があるが、これは商業省所管の輸出入管理庁長官事務所 (Chief Controller of Imports & Exports = CCIE) に申請すれば入手できる。所要期間は1週間~1ヶ月。なお、この輸入許可証は毎年更新が必要である。</p> <p>また全ての輸入業者は商工会議所または貿易協会の会員になること</p>

		<p>が義務付けられている。 輸入許可書を取得するためには以下の書類を添付のうえ、輸出入管理 庁長官事務所に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易許可証 (Trade License) ・ 商工会議所または貿易協会の会員証 ・ 定款 ・ 会社設立承認証 (Certificate of Incorporation) ・ 課税識別番号 (TIN) ・ 家屋の賃貸契約書 ・ 銀行支払い能力証明書 (Bank Solvency Certificate) ・ 就業許可証 ・ パスポートコピー ・ 従業員リスト ・ 合併契約書 (合併会社の場合のみ) ・ 所定の手数料 (下記) を中央銀行に納めた支払い証明書 <p>年間の輸入総額により、手数料は異なる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年間輸入額</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万タカ未満</td> <td>1,000 タカ</td> </tr> <tr> <td>50万タカ未満</td> <td>2,000 タカ</td> </tr> <tr> <td>150万タカ未満</td> <td>3,000 タカ</td> </tr> <tr> <td>500万タカ未満</td> <td>6,000 タカ</td> </tr> <tr> <td>1,000万タカ未満</td> <td>10,000 タカ</td> </tr> <tr> <td>1,000万タカ以上</td> <td>15,000 タカ</td> </tr> </tbody> </table> <p>輸入許可証を取得した後、申請企業は口座を開設した商業銀行を通し て信用状 (L/C) を開設することが出来る。</p> <p>製薬業界の原料および梱包材の輸入については、保健家族福祉省の薬 品管理 局が半年毎の取引単位リストを用意する。BOI、BEPZA、 BSCIC は、それぞれの管轄下における輸入について必要な支援を行 う。</p> <p style="text-align: center;">申請先 (輸出入管理庁長官事務所) Office of the Chief Controller Imports & Exports 1-113, Motijheel C/A, Dhaka TEL : 880-2-9551556</p>	年間輸入額	手数料	10万タカ未満	1,000 タカ	50万タカ未満	2,000 タカ	150万タカ未満	3,000 タカ	500万タカ未満	6,000 タカ	1,000万タカ未満	10,000 タカ	1,000万タカ以上	15,000 タカ
年間輸入額	手数料															
10万タカ未満	1,000 タカ															
50万タカ未満	2,000 タカ															
150万タカ未満	3,000 タカ															
500万タカ未満	6,000 タカ															
1,000万タカ未満	10,000 タカ															
1,000万タカ以上	15,000 タカ															
輸出許可証の取得	輸出入管理 庁長官事務 所	<p>企業は製造品を輸出する為に、輸出入管理庁長官事務所 (CCIE) から 輸出許可証 (Export Permit, Export Registration Certificate) を取得しなけれ ばならない。手続き方法は上述の輸入許可証と同じである。</p>														
工場監査免許の取得	工場監督局	<p>工場における就労条件を規制し、安全性を確保するため、10人以上の 労働者を雇用している製造業は全て、1965年工場法に基づく登録、 および工場設備査察局 (CIF&E) の審査・登録が必要である。工場法 の主たる目的は、工場における就労条件を規制し、安全性を確保する ことである。記入した所定の書式に必要書類を添付して CIF&E へ提 出すると、所定の期間内に登録証が発行される。書式は CIF&E で入 手できる。</p> <p>工場を建設する際は、工場法 (the Factories Act) とボイラー法 (the Boilers Act) を遵守し、工場建設が終わったら、工場監督官 (Chief</p>														

		<p>Inspector of factories) と、必要に応じてボイラー監督官(Chief Inspector of Boilers)の認可を受けなければならない。手続きにかかる所要期間は20日間程度。毎年、更新が必要。</p> <p>手続きに必要な書類は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書 ・ 定款 ・ 会社設立承認証 (Certificate of Incorporation) ・ 工場見取り図 ・ 建物平面図 ・ 貿易許可証 (Trade License) ・ 家屋の賃貸契約書 ・ 手数料 (下記参照) <p>手数料は雇用する従業員数によって異なる。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>従業員数</td> <td>10～30人</td> <td>80タカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31～50人</td> <td>200タカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>51～100人</td> <td>400タカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101～200人</td> <td>600タカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>201～300人</td> <td>800タカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>301～500人</td> <td>1,400タカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>501～750人</td> <td>1,600タカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>751～1,000人</td> <td>2,000タカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,001人以上</td> <td>2,400タカ</td> </tr> </table> <p>申請先 (工場監督局)</p> <p>Deputy Chief Inspector(General) Department of Inspection of Factories & Establishment Dhaka Division 29 Purana Paltan, Dhaka TEL : 9566711</p>	従業員数	10～30人	80タカ		31～50人	200タカ		51～100人	400タカ		101～200人	600タカ		201～300人	800タカ		301～500人	1,400タカ		501～750人	1,600タカ		751～1,000人	2,000タカ		1,001人以上	2,400タカ
従業員数	10～30人	80タカ																											
	31～50人	200タカ																											
	51～100人	400タカ																											
	101～200人	600タカ																											
	201～300人	800タカ																											
	301～500人	1,400タカ																											
	501～750人	1,600タカ																											
	751～1,000人	2,000タカ																											
	1,001人以上	2,400タカ																											
<p>消防許可証の取得</p>	<p>消防署</p>	<p>消防許可証 (Fire License) の手続きには最短で1週間かかる。毎年、更新が必要。必要な書類は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書 ・ 工場の見取り図 (消化設備の所在地など) ・ 消化設備の明細書 ・ 定款 ・ 会社設立承認証 (Certificate of Incorporation) ・ 課税識別番号 (TIN) ・ 貿易許可証 (Trade License) ・ 家屋の賃貸契約書 ・ 手数料 (業種によって異なる。繊維産業の場合は7,600タカ) <p>非公式な手数料として2～3万タカを請求される場合がある。また消防署から消化設備が不十分だとして強引な売り込みに出会う恐れがある (面積当たりの消火器設置義務数が不必要なほど多いが、それを買わないと許可証を発給してくれない場合がある)。</p> <p>申請先 (消防署)</p> <p>Deputy Director Fire Service & Civil Defense</p>																											

		38-46 Kazi Alauddin Road, Dhaka-1000 TEL : 9556666
従業員の募集	コンサルティング会社 又弁護士事務所	従業員を募集する前に経営者は労働法（the Labor Law）2013年改正をよく読むべきであろう。最低賃金は月 5,300 タカ程度（福利厚生手当てを含む）である。 本件に関しては、コンサルタントもしくは弁護士のアドバイスを受けるのが、後々の様々なトラブルを回避する為にも有効である。
付加価値税の事業者登録	国家歳入庁（NBR）	<p>バングラデシュ国内販売をするのであれば、付加価値税（VAT）の事業者登録を行わなければならない。これは国家歳入庁（the National Board of Revenue=NBR）に申請すれば良い。手続き期間は1週間程度。一度登録すれば毎年更新する必要はない。手続きに必要な書類は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書 ・ 写真3枚 ・ 課税識別番号（TIN） ・ 定款 ・ 会社設立承認証（Certificate of Incorporation） ・ 銀行支払い能力証明書 ・ 貿易許可証（Trade License） ・ パスポートコピー ・ 就労許可証 ・ 家屋の賃貸契約書 ・ 輸入許可証 ・ 輸出許可証 ・ 工場の配置図 ・ 投資登録証 <p>申請先（会社所在地がダッカ・バナニ地区の場合） Assistant Commissioner Custom Excise & VAT Division, Tejgaon the National Board of Revenue House 7, Block D, Road 17, Banani, Dhaka TEL : 8829679</p>
保税ライセンス（Bond License）の使用申請	税関	<p>生産物（製品）の100%を輸出する企業であれば、税関に申請することにより、原材料を無税で保管できる保税倉庫を使用できる。保税倉庫使用免許の取得日数は1カ月～2カ月程度。高額（80万～100万タカ）の非公式手数料を要求される場合もある。毎年更新が必要。申請に必要な書類は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書 ・ 手数料（3,000 タカ）を中央銀行に納めた支払い証明書 ・ 3,000 万タカの保証書（1,000 タカの印紙を貼る） ・ 投資登録証 ・ 定款 ・ 会社設立承認証 ・ 機械輸入証明書 ・ 年間生産計画書 ・ 工場見取り図 ・ 家屋の賃貸契約書 ・ 所得税支払い証明書

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防許可証 ・ 銀行支払い能力証明証 ・ 貿易許可証 (Trade License) ・ 課税識別番号 (TIN) ・ 付加価値税 (VAT) 登録証 ・ 国籍証明書 ・ 商工会議所等の会員証 ・ 環境局からの無異議証明書 ・ 電力開発庁 (PDB) からの無異議証明書 ・ 保税倉庫免許発行に対する投資庁からの推薦状 ・ 輸入許可証 ・ 輸出許可証 <p>申請先 (税関) Commissioner Custom Bond Commissionerate 342/1, Segun Bagicha TEL : 9347000</p> <p>国家歳入庁(NBR)管轄の Customs Bond Commissionerate オフィスが発行している。 保税倉庫ライセンスの詳細については下記リンクを参照。 http://www.cbc.gov.bd</p>
品質保証書の取得	基準認証試験所 (BSTI, Bangladesh Standards & Testing Institute)	<p>工業省付属の基準認証試験所 (BSTI, Bangladesh Standards & Testing Institute) が指定している製品 (食品・化学品・電子機器など合計 143 品目) をバングラデシュ国内で販売する際には品質保証書 (Certification Mark License) を取得しなければならない。手続きにかかる期間は 2 ヶ月程度、毎年更新が必要。</p> <p>申請に必要な書類は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書 (50 タカ) ・ 貿易許可証 (Trade License) ・ 投資登録証 ・ 定款 ・ 会社設立承認証 ・ 付加価値税(VAT)登録証 ・ 課税識別番号 (TIN) ・ 手数料 (年間生産額の 0.1% が目安。最低 1,875 タカ ~ 最高 150 万タカ) <p>申請先 (BSTI) Assistant Director(CM) Bangladesh Standard Testing Institute(Ministry of Industries) 116/A, Tejgaon Industrial Area, Dhaka-1208 TEL : 8821462 FAX : 9131581</p>
免税許可税申告	国家歳入庁 (NBR)	<p>下記の特定 18 業種に限り、ダッカ・チッタゴン・クルナ市内 (中心から 10 マイル以内) に会社を設立すれば 4 年、それ以外の地域であれば 6 年の法人税免税 (Tax Holiday) を受けることができる。ただし、操業開始から 6 ヶ月以内に申請しなければならない。また本制度の申請期間は 2008 年 6 月末までである。</p>

- 1) 繊維
- 2) 高級既製服
- 3) 医薬品
- 4) メラミン
- 5) プラスチック製品
- 6) 陶磁器、衛生陶器
- 7) 鋼鉄（鉄鉱石を原料とする）
- 8) 肥料
- 9) 殺虫剤、農薬
- 10) コンピューターハードウェア
- 11) ミツ星もしくはそれ以上の居住用ホテル
- 12) 石油化学品
- 13) 医薬、化学品の基礎原料
- 14) 農業機械
- 15) 造船
- 16) ボイラー、コンプレッサー
- 17) 繊維機械
- 18) インフラ建造物
 - a) 海港、河港
 - b) コンテナターミナル、内部コンテナ倉庫（ICD）、コンテナ・フレイト・ステーション（CFS）
 - c) 液化天然ガスターミナル及びトランスミッション・ライン
 - d) 圧縮天然ガスターミナル及びトランスミッション・ライン
 - e) ガスパイプライン
 - f) 高架道路
 - g) 大型浄水プラント及び配水パイプライン
 - h) 廃棄物処理場
 - i) 輸出加工区

手続きの所要期間は 45 日間程度。必要書類は次の通り。

- ・ 会社設立承認証（Certificate of Incorporation）
- ・ 定款
- ・ プロジェクト概要
- ・ 役員リスト
- ・ 株主名簿
- ・ 輸出信用状、輸入品の通関申告書
- ・ 機械設備の据え付け証明書
- ・ 工場見取り図
- ・ 家屋の賃貸契約書
- ・ 投資登録証
- ・ 付加価値税(VAT)登録証
- ・ 課税識別番号（TIN）

申請先（歳入庁）

Member(Tax Exemption Appeal)
National Board of Revenue
Segun Bagicha, Dhaka
TEL : 8315879

税申告		<p>企業は例え 4 年、もしくは 6 年の免税措置期間中でも、年 4 回の税申告をバングラデシュ銀行へ、年 1 回の税申告を商業登記所 (the Register of Joint Stock Companies) と国家歳入庁 (the National Board of Revenue=NBR) に行わなければならない。従って、公認会計士の雇用は必要不可欠である。もし、会社設立の際に雇った公認会計士が有能であり、尚且つ報酬が妥当であれば、同じ者を月収又は年収ベ - スで雇う事も出来る。年収は大体 6 万タカから 12 万タカの間であろう。</p>
付加価値税 (VAT) の事業者登録	国家歳入庁 (NBR)	<p>バングラデシュ国内販売をする場合は、付加価値税 (VAT) の事業者登録を歳入庁 (NBR) に対して行う。手続きに必要な書類は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 申込書 (定められた書式に記入) ・ 営業許可証 ・ 申請者の写真 ・ 課税識別番号 ・ 全ての役員の身分証明証 ・ 銀行口座の証明書 ・ 輸入登録証明書 (IRC) / 輸出登録証明書 (ERC) <p>輸出入業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産のレイアウト計画 ・ 不動産の契約書 (売買 / 賃貸) ・ 委任状 ・ 定款 ・ 全拠点のリスト (含む住所)

(9) 留意事項

海外からの融資、サプライヤーズ・クレジット、源泉徴収システム (PAYE) 等に関する登録および承認手続

民間部門の起業家が、融資、サプライヤーズ・クレジット、源泉課税制度 (PAYE) 等による外国からの信用供与を利用する場合、以下のガイドラインに沿っていれば、BOI の事前承認は不要である。

- ・ 金利の実効レートが LIBOR + 4% を超えない (実効金利とは、定められた金利に加えて、年間報酬、初期報酬、プロジェクト評価報酬等を含んだもの)。
- ・ サプライヤーズ・クレジットにおいて頭金がある場合、頭金は信用供与総額の 10% を超えない。
- ・ 返済期間は 7 年未満とする。

契約者双方が署名した契約書を BOI に提出して登録しなくてはならない。

上記ガイドラインに沿わないものは BOI の承認を必要とする。

ロイヤルティ、技術ノウハウ、技術支援料の送金

技術移転にかかる手数料、費用の総額が下記に記載される範囲内であれば、ロイヤルティ、技術ノウハウ、技術支援料の送金の際の BOI の事前承認は不要である。

- ・ 新規プロジェクトの場合、手数料、費用の総額が、輸入機械の CFR 価格の 6% 以内であること。
- ・ ロイヤルティや技術ノウハウ、技術支援、運営業務、製品の販売等にかかる費用の総額が、税務申告に記載された前年度売上げの 6% 以内であること。

上記の範囲に該当しないプロジェクトについては、必要な書類および契約書案の写しを添付し、BOI に事前承認の申請が必要である。

バングラデシュ輸出貨物の船積み前検査 (PSI) の廃止

LC の対バングラデシュ輸出貨物の船積み前検査 (Pre-shipment Inspection: PSI) が 2000 年から義務づけられていたが、2012 年 12 月に国家歳入庁 (NBR) が廃止した。

活動報告と変更

上述の手続き完了後、工場にて試験生産を開始できる。試験生産に成功すると、商業生産に移行することができる。投資家は、プロジェクトに関連する生産および雇用につき、半年毎に BOI に活動報告書を提出する。登録申請書類に記載した事項に変更が生じた場合には、BOI にただちに通知し、修正してもらう必要がある。

4. 人事・雇用、為替管理

(1) 人事・雇用

バングラデシュでは熟練、非熟練、高学歴、その他幅広い人材が比較的低い賃金で安定して調達可能であり、多くは英語力と産業に必要とされる基本的な技能を持っている。近年では、知的職業人、科学技術者や中 - 低レベル技能者が増加しており、大学、短大、専門学校、理科系教育機関等が技術訓練を行っている。従業員の訓練に要する雇用主の負担分については、課税免除される。

従業員と雇用主間の関係、最低賃金の確定、賃金の支払い、業務上の事故に対する労働者への補償、労働組合の結成、労働争議とその解決、労働者の健康、安全性、環境、その他の問題に関する法律は、バングラデシュ労働法 2013 年改訂版に統合された。(詳しくは「バングラデシュ労働法の概要」を参照)

労働関連法

バングラデシュでは現在、主として以下のような労働関連法がある。

- ・労働法 2013 年改訂版 Bangladesh Labor (Amendment) Act. 2013
- ・民間交通労働者福祉基金法 2005 年 Private Road Transport Labor Welfare Fund Law 2005
- ・労働者福祉財団法 2006 年 Labor Welfare Foundation Law 2006
- ・最低賃金委員会法 Minimum Wages Board Laws

また、主な労働者政策は以下の通りである。

- ・児童労働に関する政策 Child Labor Policy
- ・国内労働者の保護と福祉に関する政策 Domestic Worker Protection and Welfare Policy 2010

雇用条件

工場等における就労年齢は 16 歳以上とされ、雇用契約書に基づくか、または口頭での契約により雇用される。政府機関および一部の民間企業では、熟練技術者、準熟練技術者に対し、3 ヶ月から 1 年の試用期間を設け、期間内であれば双方とも 1 ヶ月前通知をもって、解雇、または退職できる。民間部門では、国際労働機関 (ILO) の規約、勧告に基づき、労働者の尊厳が確立されている。

就業時間

公共部門・民間部門の労働者は、1 日 8.5 時間 (食事もしくはお祈りのための 0.5 時間を含む)、週 48 時間労働とし、一般的に金曜日、土曜日は休日とする。残業については、基本時間給の約 2 倍に相当する超過勤務手当が支払われる。

(2) 為替管理

バングラデシュの中央銀行であるバングラデシュ銀行（BB）は、バングラデシュ通貨の発行、通貨価値の維持および外国為替規制を行っている。投資、生産性向上を視野にいれ、政府のマクロ経済政策に基づく改革議題に即した外国為替規制緩和を推進している。

外国人投資家による外国為替取引については、1996年外国為替取引法（第1・2版）およびBBが不定期に発行する刊行物にガイドラインが規定されている。主な点については下記の通りである。

タカ通貨の兌換性

当座取引において、タカは100%兌換可能である。個人・企業は、貿易、投資、投資関連の当座取引全てにつき、BBの事前承認なく公認ディーラー（Authorized Dealer: AD）を通じて行うことができる。

外国人投資家による銀行口座開設

非居住者は、AD銀行の支店にて、外貨建て（Foreign Currency: FC）口座および非居住者外貨預金（Non-resident Foreign Currency Deposit: NFCD）口座を開設し、海外から持ち込んだ外貨を預金できる。これらの口座残高は自由に海外へ送金可能である。また、外国人投資家は、バングラデシュ在在期間中は自由にタカ口座を開設、運用できる。非居住者は、バングラデシュ国内のAD銀行に非居住投資家向けタカ口座（Non-resident Investors Taka Account: NITA）を開設し、銀行を通じて海外から送金された資金、およびポートフォリオ投資のために非居住投資家向け外貨口座から送金された資金をNITAに預金できる。

外国人投資家による海外からの現金持込み

外国人は現金を含め、外貨を無制限にバングラデシュ国内へ持ち込むことができる。ただし、US\$5,000を超える額については、入国時に外貨申告書（FMJ書式）にて税関当局への申告が必要である。持ち込んだ外貨は、必要に応じて申告を行った上で、自由に持ち出すことができる。

元本、キャピタルゲインの送金

外国人投資家は、一部の分野を除くバングラデシュ国内産業に自由に投資することができる。現地企業との合併、または100%外国資本による企業設立が可能である。

バングラデシュ株式市場上場企業の株式売却益（キャピタルゲインを含む）については、NITAを用いた取引の場合、ADを通じて送金可能である。非上場企業株式の場合には、BBの事前承認が必要であり、なおかつ送金額は株式純資産価値を超えないものとする。非居住者間の株式・有価証券譲渡にはBBの事前承認が不要である。

会社清算による収益の送金

会社清算による収益の送金にはBBの事前承認が必要である。

外国人投資家が得られる利益・配当の送金

利益：銀行、保険、その他金融機関を含む外国企業の支店は、税引き後利益をADを通じて本社へ自由に送金できる。

配当：非居住者のバングラデシュ国内における投資活動によって得られる配当は、ADを通じて送金可能である。

バングラデシュで雇用されている外国人の貯蓄、退職給付、給与の送金

バングラデシュ政府の承認を得てバングラデシュ国内にて雇用されている外国人は、その給与、貯蓄、退職給付の50%を、ADを通じて送金可能である。政府承認を得た雇用契約期間中の休暇給与についても、送金可能である。

現地での借入れ

銀行は、外国人が経営またはオーナーのバングラデシュ国内企業（製造業または非製造業）に対し、通常の顧客取引基準に準じて現地通貨建ての運転資金の融資、またはタームローンを提供することができる。タカ建てタームローンは、BBの事前承認なく利用できるが、

- ・ ローン総額は、バングラデシュ人の資本持分を超えてはいけない。
- ・ 負債総額は、会社の総資本額を超えてはいけない。

また、EPZ内の合併企業に対し、海外から調達した外貨建て短期融資額を上限とし、現地通貨建て融資を提供することができる。

海外からの借入れ

海外から外貨建て融資を受けるにはBOIの事前承認が必要である。借入れの申請書は、同封のチェックリストに従い添付書類とともにBOIに提出する。申請書の審査においては、BOIは中長期の融資に優先権を与える。全ての書類の入念な審査が終わると、承認のためにBB総裁が率いる委員会に提出される。当該融資元本、利息の返済は、契約条件に基づきADを通じて行うことができる。ただし、EPZ内の100%外国資本企業および合併企業は、BOI、BBの事前承認なく海外の銀行、金融機関から外貨建て融資を受けることができる。

投資促進政策

下記に記載される事項については、BBの事前承認は不要である。

- ・ 外国人投資家による、本社への利益送金
- ・ バングラデシュ国内での企業設立に対する非居住者への株式発行
- ・ 上記の株式配当の非居住者への送金
- ・ 外国人個人・企業を含む非居住者による、バングラデシュ証券取引所を通じた株式・有価証券へのポートフォリオ投資
- ・ 非居住者によるバングラデシュ証券取引所を通じたポートフォリオ投資から得られる配当の送金
- ・ キャピタルゲインを含む売却益の送金
- ・ BOIの承認を得て海外の融資先から提供された融資・サプライヤーズ・クレジットの元本、利息の分割送金
- ・ 上記の融資にかかる元本・利息返済のための送金
- ・ BOIガイドラインに沿ったロイヤルティ、技術ノウハウ、技術支援料の送金
- ・ 駐在員がバングラデシュから帰国する際の、給与、福利厚生など貯蓄分の送金（BOIが承認した契約書に記載されているもの）

輸出促進政策

- ・ 輸出業者に対する年間外国為替保有割当を、FOB（本船渡し）輸出高の50%に改定。
- ・ 輸入品の使用割合が高い製品を輸出する業者に対しては、上記の割当をFOB輸出高の10%に改定
- ・ 輸出業者は、バングラデシュ国内の銀行に外貨口座を開設し、外国為替保有割当分を預金でき、外貨取引が可能
- ・ 輸出業者は、バングラデシュ銀行に報告することで、上記の割当分を海外での営業所設立、正当な理由に基づく事業上の出費（海外出張、輸出見本市・セミナーへの参加、原材料・機械・部品輸入、など）に充当することができる。

5. 事業にかかる費用・税制

バングラデシュでの事業にかかる費用は、他の近隣諸国と比較して非常に安価である。下記に参考事例を記載する。

(1) 事業設立

費用項目	タカ
営業許可証 (Trade License)	1,000-10,000

社名承認（名称毎）	100
基本定款の印紙代	500
付随定款の印紙代	
授權資本 1,000,000 タカまで	2,000
授權資本 30,000,000 タカまで	4,000
授權資本 30,000,000 タカ超	10,000
資本額毎の登録手数料	
授權資本 20,000 タカまで	360
授權資本 50,000 タカまで	() 360 + @180
授權資本 1,000,000 タカまで	900 + @45
授權資本 5,000,000 タカまで	5,125 + @24
授權資本 5,000,000 タカ超	14,764 + @45

授權資本 20,000 タカを越える額につき 10,000 タカ毎に 180 タカ加算
（例えば資本 40,000 タカの場合は $360+2\times 180 = 720$ タカ）
5,000,000 タカ超は 100,000 タカ毎に 45 タカ加算

(2) 産業用地および工場建設

登録済みの産業プロジェクトは、政府から土地を取得することができる。産業地域・団地の地価は市価より比較的安価であり、公共設備（電気・ガス・水道・下水など）の基礎インフラが既に整備済みである。BEPZA、BSCIC が開発した産業用地では、BEPZA、BSCIC が区画配分を行い、政府、地方自治体の所有する産業用地では、BOI の提言に基づき区画配分が行われる。国際的な建設会社、上質な建設用素材、労働力も存在する。BEPZA が提供する土地、建物（= EPZ 内）の賃料は以下の通り。

費用項目	単位	US\$
土地		
a.ダッカ・チッタゴン・コミラ・アダムジ ・カルナプリ	m ² /年	2.20
b.モングラ・イシュワルディ・ウットラ	m ² /年	1.25
標準的賃貸工場建物		
a.ダッカ・チッタゴン・コミラ・アダムジ ・カルナプリ	m ² /月	2.75
b.モングラ・イシュワルディ・ウットラ	m ² /月	1.60
平均建設費用	m ²	5,790-7,238 タカ

(3) 登録・更新費

費用項目	タカ
BOI 登録料（プロジェクト費用により異なる）	
100,000,000 タカまで	5,000
250,000,000 タカまで	10,000
500,000,000 タカまで	25,000
1,000,000,000 タカまで	50,000
1,000,000,000 タカ超	100,000
BOI 登録内容の情報更新の手数料	1,000
就労許可証(1人あたり)の発行手数料 新規事業	10,000

新規支店 / 連絡事務所 更新時	10,000 5,000
環境局 (DOE) 手続・更新手数料	
授権資本 500,000 タカまで	1,500
授権資本 1,000,000 タカまで	3,000
授権資本 5,000,000 タカまで	5,000
授権資本 10,000,000 タカまで	10,000
授権資本 200,000,000 タカまで	25,000
授権資本 500,000,000 タカまで	50,000
授権資本 500,000,000 タカ超	100,000
工場設備査察局 (CIF&E) への登録手数料 (工場労働者数により異なる)	
労働者数 : 10 - 300	80 - 800
労働者数 : 301-1,000	1,400 - 2,000
労働者数 : 1,000 以上	2,400
国家歳入庁 (NBR) への付加価値税 (VAT) 登録	無料

(4) 公共料金 (電気・ガス・上水・下水)

電気

バングラデシュ電力開発局 (BPDB) が国内の発電、送電を担う機関である。ダッカ電力供給局 (DPDC) は、首都での電力供給を常時確保する目的で操業している。電気代は、企業規模・業種、ピーク時・オフピーク時の違いによりキロワットあたり 3.92 - 14.99 タカの差がある。民間部門には、自家発電も許可されている。

ガス

ダッカ、チッタゴンの主な産業地域では、天然ガスが供給されている。

1 立方フィートあたりの天然ガス料金は、業種の違いにより 165.91 ~ 268.09 タカである。(参考: 1 立方メートルあたりに換算すると 4.70 ~ 7.59 タカ)

上水・下水

ダッカ、チッタゴンといった都市部では、上下水道局 (WASA) が、飲料水・下水の供給を担っている。その他の地方では地方自治体が担っている。WASA が供給する上水道の都市部消費者むけ料金は下記の通りである。

- ・ 住宅・家庭用 : 6.34 タカ/1,000 リットル
- ・ 業務用 : 21.12 タカ/1,000 リットル

下水道と接続している場合、下水道と接続していないが 100 フィート以内の距離に下水道の本管がある場合、それぞれ上記上水と同様に料金を支払う。

- ・ 下水道と接続 : 653.07 タカ
- ・ 下水道本管から 100 フィート以内 : 221.55 タカ

◆ 公共料金の費用一覧

費用項目	タカ
電気料金 (BPDB・DESA・DESCO)	
a.申請料	250
b.保証金 (キロワット毎)	375-550-600
c.装置・変圧機器・配線・線の引き込み・設置・その他 (DESA では、このうち線の引き込み以外は固定料金とる)	相場による 5,000-55,000
d.業種・形態ごとの電気料金 (単位: kWh)	
農業用ポンプ	
中小製造業 (定額料金制)	2.26
中小製造業 (オフピーク時)	6.02
中小製造業 (ピーク時)	5.16
商業施設 (定額料金制)	7.33
商業施設 (オフピーク時)	7.79
商業施設 (ピーク時)	6.25
F 分類・11KV (定額料金制)	10.26
F 分類・11KV (オフピーク時)	5.90
F 分類・11KV (ピーク時)	5.16
G2 分類・132KV (DESA むけ)	8.08
G2 分類・132KV (一般むけ) (定額料金制)	5.33
G2 分類・132KV (一般むけ) (時間帯による)	4.82 7.51
ガス	
a.申請書 (TGTDCI)	100-300
b.請求書	実費
c.料金 (1 立方フィート毎)	
独立発電事業者	
肥料関連事業者	79.82
自家発電施設 / 小規模発電事業者	72.92
産業	118.26
茶園	165.91
商業	165.91
一般家庭 (メーター方式)	268.09
一般家庭 (定額方式・コンロ数: 1)	146.25
一般家庭 (定額方式・コンロ数: 2)	400 / 月 450 / 月
上水 (WASA)	
申請書	
0.75 インチ径の接続料	100
同メーター設置料	500
1 インチ径の接続料	2,780
同メーター設置料	1,500
1.5 - 2 インチ径の接続料	4,500
同メーター設置料	3,500
家庭用水道料金 (1,000 リットル毎)	17,000
業務用水道料金 (1,000 リットル毎)	6.34 21.12

(5) 通信費用

費用項目	タカ
固定電話の接続料および保証金 (BTCL)	
ダッカ・ナラヤンゴンジ・ガジプール	2,000
チッタゴン	1,000
その他	600
固定電話の通話料 (BTCL)	
月額基本料金 (地域による)	50-80
相手も BTCL の固定電話	0.30 / 分
相手がその他の固定電話 / 携帯電話	0.65 / 分
携帯電話の加入料 (SIM カード購入)	150
携帯電話の通話料	
各社の料金プランによる	0.44 1.48 / 分
インターネット	
ダイヤルアップ加入料 (BTCL)	無料
1分あたり接続料	0.20-0.40
ADSL 加入料 (BTCL)	400
月額接続料 (料金プランによる)	500-2,300
WiMAX (QUBEE) 加入料	無料
月額接続料 (料金プランによる)	850-5,250

(6) 人件費

政府は、あらゆる種類の産業に従事する労働者に対し、公正な賃金体系を適用するよう奨励しており、賃金額は集団交渉の過程で決定される。ただし、集団交渉の過程が不適切と判断される場合、最低賃金委員会により金額が決定される。経営側、労働者側双方の利益保護のため、正当に主張することができる。

◆ 賃金

職種	月額 (タカ)
ワーカー (一般工職)	5,300~6,000
エンジニア (中堅技術者)	30,000~40,000
中間管理職 (課長クラス)	40,000~50,000
店舗スタッフ (アパレル)	8,000-15,000
店舗スタッフ (飲食)	6,000-30,000
非製造業スタッフ (一般職)	20,000~30,000
非製造業マネージャー (課長クラス)	70,000~10,0000

※日系企業、現地小売店からヒアリングした数字の平均

(7) 運輸

道路

通信省の道路部門が全長 20,948km の道路を管理している。また、地方自治体が管理している道路は、全長約 133,514km (未舗装 64,691km、舗装 68,823km) で、港湾、ビジネス中心街を一般道路および幹線道路によって結んでいる。

鉄道

鉄道網は全長約 2,835.04km で、行政およびビジネスの主要地を結んでおり、チッタゴン港 ダッカ間では鉄道コンテナサービスが利用可能である。また、2008年4月にはダッカ コルカタ間の鉄道も開通した。

水上輸送

川を航行する小型船舶は、最も広く利用されているバングラデシュの交通、輸送機関である。国内に250の大きな河川があり、人、物を大量に運んでいる。

航空

世界の主要都市へ運行しており、外国の主要航空会社がダッカ、チッタゴンおよびシレットの国際空港に乗り入れている。

海上輸送

バングラデシュは、チッタゴンとモングラの2都市に港湾があり、世界の大手海運会社が寄港している。

◆ 各国への輸送費（単位：ドル）

仕向け先	20ft コンテナ	40ft コンテナ
欧州の主要港	900	1,800
米国の東海岸（NY）	2,000	3,000
米国の西海岸（LA）	1,900	2,550
カナダ（トロント・モントリオール）	2,700	3,700
豪州（メルボルン）	800	1,600
ニュージーランド（オークランド）	1,250	2,400
香港	500	900
アラブ首長国連邦（ドバイ）	800	1,600

(8) 生活費

◆ 首都ダッカにおける生活費

費用項目	タカ（一部 US\$）
住宅・アパート賃貸（月額） 3 4 ベッドルーム （バリダラ・グルシャン・ボナニ地区）	50,000-200,000
使用人（掃除・洗濯・料理等）（月額）	5,000-12,000
運転手（月額）	10,000-15,000
高級ホテル（一泊）	US\$130-
一般ホテル（一泊）	US\$50-
ゲストハウス（一泊）	US\$50-
自動車	500,000-30,000,000
ガソリン（1リットルあたり）	98
CNG（1立方メートルあたり）	30
道路税（年額）	4,845
自動車保険料（年額）	40,000-85,000
外食（1人あたり）	
ランチ	300-500
ディナー（高級ホテル・レストラン）	4,500-10,000
ディナー（一般的なレストラン）	800-2,000
医療（1人あたり・初診料）	
一般開業医	100-200
専門医	400-700
外国人専門医	1,500-2,000

(9)バングラデシュの税制

税率（個人）

税金	税率
個人所得税	
年収 220,000 タカまで （女性、65 歳以上の高齢者は 250,000 タカ）	免税
上記に 300,000 タカを加算した所得まで （220,001 ~ 500,000 タカ）	10%
上記に 400,000 タカを加算した所得まで （500,001 ~ 900,000 タカ）	15%
上記に 300,000 タカを加算した所得まで （900,001 ~ 1,200,000 タカ）	20%
上記合計金額以上 （1,200,001 タカ以上）	25%
税金の還付制度あり	
非居住外国人個人所得税	25%

個人所得税の最低納税額市内の住民の場合 3,000 タカ、市外の住民の場合 2,000 タカ、地方の住民の場合の最低納税額 1,000 タカ。

税率（法人）

上場企業 （銀行・保険・リース・その他金融機関を除く）	27.5%
未上場企業 （銀行・保険・リース・その他金融機関を除く）	37.5%
銀行・保険・リース・その他金融機関	42.5%
携帯電話会社（未上場）	45%
携帯電話会社 （株式の 10%以上を公募して上場した場合）	35%
キャピタルゲイン・内部留保	15%

法人税の最低納税額 5,000 タカ